

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行について次のとおり監査を実施した。

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成30年11月6日（火）から平成30年11月12日（月）まで

2 監査の対象

平成30年度(平成30年10月17日現在)における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかについて、各課より事業を抽出して監査を実施した。抽出した事業は、平成30年10月17日現在において執行率が50%に達していない事業、繰越明許事業、財政援助団体等への補助金交付事務である。

監査対象課	実施月日
町民課	11月6日（火）
生活環境安全課	11月6日（火）
税務課	11月6日（火）
企画財政課	11月6日（火）
上下水道課	11月7日（水）
土木課	11月7日（水）
都市整備課	11月7日（水）
産業観光課、農業委員会	11月7日（水）
文化課	11月8日（木）
生涯学習課	11月8日（木）
教育総務課	11月8日（木）
総務課、選挙管理委員会	11月9日（金）
こども課	11月9日（金）
会計課	11月12日（月）
福祉保険課	11月12日（月）
健康支援課	11月12日（月）
議会事務局、監査事務局	11月12日（月）

3 監査の手続き

監査の対象とした事業について、関係書類等の提出を求め、各課長から事務事業等の説明を受け、質問、資料の確認等により監査を実施した。

第2 監査の結果と意見

予算の執行状況

監査の結果、本年度の予算執行については概ね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、事務処理の一部に改善を要する事項があったので速やかに対処していただきたい。

1 改善事項

(1) 決裁事項について

一部事務処理で事業そのものは執行開始（契約締結）しているにも拘らず、支出負担行為が未だ決議されていない事務の遅れが散見された。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約において、予算執行伺書類中、随意契約理由となる「その性質又は目的」が明記されていないものが散見された。

(2) 支出の時期について

昨年の定期監査でも指摘したところであるが、支出の時期が法令どおりでないものが、本監査でも散見された。

地方自治体は、「政府契約の支払い遅延防止等に関する法律」を準用しなければならない。支払時期を定めていない契約において（殆どが40万円未満の契約であるが）は、請求書を受領してから15日以内に支払わなければならないが、15日を超えて支払っていたものが複数見受けられた。少額の支払いであっても、地方自治体は、法令を遵守しなければならない。上司等は、担当者任せにすることなく、十分配慮し、会計事務処理の適正効率化に努められたい。

また、「請書」（40万円以上の支払い分）を作成しているものの支払時期の条項が記載されていない「請書」を使用している部署があった。請書は、支払時期の条項が入った「請書」を使用してもらいたい。

(3) 財政援助団体等への補助について

抽出により財政援助団体の実績報告書、総会資料等を精査したところ、決算書において多額の繰越金が発生していること、一部団体において積立金を留保していることが確認できた。また、団体の会員から会費の収入があるがその団体の事業規模、活動内容、会員数に対して妥当といえる補助額であるか疑問をもつものもあった。西原町では、逼迫する財政状況の中、各財政援助団体に対する平成30年度の補助金予算については、補助額の多寡にかかわらず対前年度比10%の減額が行われている。このような中、団体の会員1人当たりの補助金額など総合的に勘案して真に必要な補助であるか精査し、その補助金が目的に沿って効果を上げているかどうか十分検証する必要がある。次年度の予算編成に向けての検討事項としていただきたい。

(4) 予算執行体制の確立について

子育て支援拠点事業補助金交付事業において、430万円の補助金が計上されているが、保育士を確保できなかったため2保育園のうち1保育園しか事業実施できず、補正減ずるとしている。厳しい予算でやり繰りしている中、真に必要な事業の選定に努め実施可能な事業に配分してもらいたい。なお、他の部署においても、専門嘱託員、臨時職員及び委託業務への応募がないため事業実施できない又は懸念されるとの事例が確認できた。近年の人件費の高騰等により、人材の確保が困難になっていると思われるが、このままでは、真に必要とする事業の執行にも影響が生じ、住民サービスの低下にも繋がりがねないため、行政として何らかの改善策を講じる必要がある。

2 指摘事項

特になし

(参考)

1 定期監査で取り上げた事業

(1) 繰越明許とした事業

一会計年度の収入支出は、会計年度独立の原則により、他の会計年度に跨ってはならないと規定されている。その例外規定である「繰越明許費」は、翌年度1年限り認められているため、本年度内の完了を前提として事業の進捗状況を重点に各関係課長等から説明を受けた。その殆んどが執行済み又は執行中であり、当年度において終了が見込まれるものであった。したがって、繰越明許とした事業については、概ね適正に執行されていると認められた。

(2) 平成30年度の事業（予算執行状況が50%未満又は抽出した主な事業等）

主管課	事業名	節・内容	予算規模 (千円)
町民課	戸籍住民基本台帳事務事業	戸籍総合システム等機器賃借料	5,068
	住民基本台帳ネットワーク事業	機器使用料	1,745
生活環境安全課	防災対策事業	Jアラート受信機更新委託料	3,051
	廃棄物処理事業	不法投棄廃家電4品目処理委託料	392
税務課	賦課徴収事業	軽自動車調査事務委託料	1,436

主管課	事業名	節・内容	予算規模 (千円)
企画財政課	総合行政システム運営 事業	・法、制度改正システム改修委託 料	519
		・社会保障、税番号制度対応シス テム改修費	3,998
	庁内ネットワーク運営 事業	・簡易GISシステム構築委託料	598
		・情報システム機器賃借料	5,275
上下水道課	一般管理費(公共下水道 事業特別会計)	・公共下水道普及事務委託料	1,391
		・公会計移行等業務委託料	4,420
	下水道汚水整備事業(公 共下水道事業特別会計)	下水道管渠布設工事	58,550
土木課	農地事務運営事業	農道排水維持管理委託料	465
	兼久・仲伊保線道路整備 事業	物件調査再算定業務委託料	500
都市整備課	都市計画事務運営事業	・システム整備委託料	864
		・計画策定等委託料	13,300
	公園維持管理事業	公園施設定期点検委託料	760
	事業費(土地区画整理事 業特別会計)	西原西地区土地区画整理事業調査 測量設計業務委託	6,000
産業観光課	水産事務運営事業	西原船だまり管理委託料	405
	さとうきび振興事業	さとうきび種苗ほ設置委託料	500
	農水産物流通・加工・観 光拠点施設整備事業	農水産物流通・加工・観光拠点施 設工事監理業務委託料	5,802
文化課	文化財事務運営事業	磁気探査業務委託料	1,529
	図書館事務運営事業	・建物定期検査報告委託料	835
		・蔵書点検委託料	294
生涯学習課	社会体育施設運営事業	・建物定期検査報告委託料	260
		・芝管理作業用トラックリース料	1,255
	公民館管理運営事業	自治公民館移動講座委託料	560
	町民交流センター事務 運営事業	舞台技術員派遣業務委託料	250

主管課	事業名	節・内容	予算規模 (千円)
教育総務課	町立中学校運営事業	・西原中学校耐震診断調査業務委託料	1,906
		・学校施設管理委託料	628
	事務局運営事業	・会議録反訳印刷委託料	119
		・町内小中学校騒音測定実施調査委託料	227
	町立幼稚園管理運営事業	・園児、職員健康診断委託料	669
		・特別支援教育巡回指導委託料	623
	町立小学校運営事業	漏水調査委託料	648
	学校 I C T 環境整備事業	・メールシステム保守料	116
		・学校 I C T 関連機器賃借料	4,958
	町立小学校 I C T 環境整備事業	学校 I C T 環境維持保守業務委託料	465
	町立中学校 I C T 環境整備事業	コンピュータ室情報機器賃借料	4,052
坂田幼稚園改造防音事業	坂田幼稚園改造防音設計委託料	8,046	
人材育成会補助金交付事業	町人材育成会補助金	2,201	
学校給食共同調理場事務運営事業	・健康診断委託料	208	
	・職員検便委託料	519	
総務課	庁舎維持管理事業	・中央監視設備保守点検委託料	324
		・公会計制度支援業務委託料	378
こども課	子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料	3,000
	地域子育て支援拠点事業補助金交付事業	地域子育て支援拠点事業補助金	10,097
	延長保育事業補助金交付事業	延長保育事業補助金	5,588
	発達支援保育事業補助金交付事業	発達支援保育事業補助金	16,740
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	私立幼稚園就園奨励費補助金	2,462
福祉保険課	一般管理費(国民健康保険特別会計)	柔道整復師施術療養費支給申請書審査委託料	654

主管課	事業名	節・内容	予算規模 (千円)
健康支援課	予防事業	・ 個別女性がん検診委託料	9,203
		・ 個別がん検診委託料	10,000
	障害者福祉事務運営事業	障害福祉サービス支援システム保守委託料	584
	総合事業	運動機能向上事業委託料	696
	包括的支援事業(社会保障充実分)	・ 生活支援体制整備事業委託料 ・ 認知症初期集中チームサポート医委託料	1,696 336
特定健康診査等事業費 (国民健康保険特別会計)	特定健康診査等事務費委託料	20,498	